

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「規定する日」を「規定する休日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、校長は、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、同項第2号から第6号までの休業日の一部を授業日に変更し、又は同項第3号から第6号までの休業日の期間を変更することができる。ただし、委員会が別に定める場合に該当するときは、当該承認を得ることを要しない。

第3条第3項中「第1項第7号の」の次に「規定による」を、「場合は」の次に「校長は」を加える。

第5条中「授業日」を「、授業日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

土曜授業の実施に伴い、休業日の授業日への変更等に関する規定の整備をするため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（休業日）</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に<u>規定する休日</u></p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ10日以内で校長において指定する日</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、校長は、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、同項第2号から第6号までの休業日の一部を授業日に変更し、又は同項第3号から第6号までの休業日の期間を変更することができる。ただし、委員会が別に定める場合に該当するときは、当該承認を得ることを要しない。</u></p> <p>3 第1項第7号の<u>規定による</u>指定を行う場合は、<u>校長は</u>、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>（振替授業の届出）</p> <p>第5条 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出て、<u>授業日</u>と休業日を振り替えることができる。</p>	<p>（休業日）</p> <p>第3条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に<u>規定する日</u></p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月22日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月26日から1月6日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで</p> <p>(7) 学年を通じ10日以内で校長において指定する日</p> <p><u>2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、特別の事由があるときは、校長は、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て変更することができる。</u></p> <p>3 第1項第7号の指定を行う場合は、あらかじめ委員会に届け出なければならない。</p> <p>（振替授業の届出）</p> <p>第5条 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、校長は、あらかじめ委員会に届け出て<u>授業日</u>と休業日を振り替えることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。